

子育ての達人バンク実施要領

1 目的

市町村と連携し、保育所や幼稚園等において持続的に活動できる仕組みを整え、地域の子育て力の向上を図り、子どもを産み育てやすい地域（京都府）づくりを推進するため、平成26年度から令和2年度に「子育ての達人」の養成を行った。

市町村や保育所等地域で「子育ての達人」を活用しやすくするため、子育ての達人バンクをきょうと子育てピアサポートセンター内に設置する。

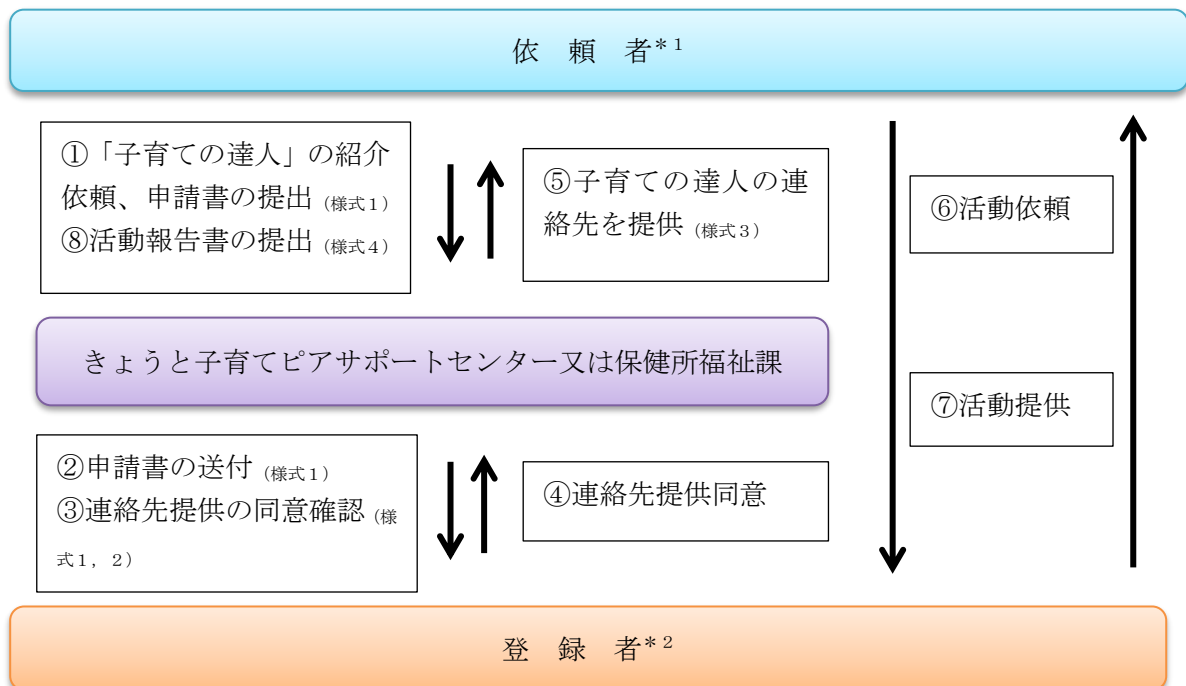
2 実施主体

京都府健康福祉部こども・青少年総合対策室 きょうと子育てピアサポートセンター

3 事業概要

「子育ての達人」を活用したい保育所・幼稚園等依頼者（以下依頼者）と「子育ての達人」のマッチング事業。

- (1) 京都府ホームページ内に「子育ての達人」一覧を掲載
- (2) 依頼者からきょうと子育てピアサポートセンター又は保健所福祉課に子育ての達人の紹介を依頼。別紙申請書を提出。
- (3) 子育ての達人バンク登録者（以下登録者）へ申請書を送付し、連絡先提供の同意を得て、依頼者へ情報提供。



* 1 依頼者…保育園、幼稚園、児童館、放課後児童クラブ、子育て支援団体、子育てイベント主催団体等

* 2 登録者…子育ての達人養成講座修了者で、子育ての達人バンク登録に同意のあった者

4 留意事項

- ・マッチング後の活動内容、報酬、事故の補償等については、依頼者と登録者間で同意・決定を行い、府は一切関与しない。
- ・府内保健所及び市町村へ提供する登録者情報をもとに保健所又は市町村の子育て支援事業に登録者へ活動依頼を行う場合については、きょうと子育てピアサポートセンターへの申請は不

要。

- ・当該事業を行うに当たって知り得た個人情報は目的以外に一切使用しない。
- ・依頼者及び登録者に対して、活動の中で知り得た相互の個人情報について、活動終了後も他人に漏らさないよう指導を行う。
- ・府内保健所福祉課は、活動報告書を受領後、きょうと子育てピアサポートセンターにその写しを提出する。

附則

この要領は、平成 31 年 3 月 29 日から施行する。

この要領は、令和 3 年 8 月 6 日から施行する。